

## 定住誓約書

私は、浦幌町の町民として10年以上居住すること誓います。

なお、浦幌町定住住宅取得補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第3項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

### 【説明】

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が住宅取得の日から10年未滿で町外に転出し、若しくは町内転居したとき、又はその住宅を譲渡若しくは貸付けし、若しくは取壊し等で居住しなくなったとき。